

引取業・フロン類回収業の変更届について

登録を受けた内容に変更があったときは、**30日以内**に届出を行わなければなりません。

引取業及びフロン類回収業の両方の登録を受けている場合は、それぞれの変更届を同時に提出してください。ただし添付書類（下表の3から7）は各1部で構いません。

注：変更届でない場合

個人で登録を受けていた者が廃業や死亡などをし、別の者が事業を受け継いだ場合は、その者は新たに事業の登録をしなければなりません。

● 提出書類

変更内容	法人		個人	共通	備考
	役員等	商号、本店所在地	氏名住所	事業所名称、所在地（追加、廃止も含む）	
1-1 引取業変更届	○	○	○	○	引取業の場合
1-2 引取業用誓約書	○	○	○	○	
2-1 フロン類回収業変更届	○	○	○	○	フロン類回収業の場合
2-2 フロン類回収業用誓約書	○	○	○	○	
3 法人の登記事項証明書	○	○	※		※未成年者でその法定代理人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書。
4 住民票抄本(本籍記載のもの)	○注		○		
5 法務局が交付する登記されていないことの証明書 又は、本籍地の自治体が交付する身分証明書	○注				注 新たに役員になった者のみでよい
6 フロン類の確認方法の書類				△注	注 引取業であって、事業所を追加した場合のみ
7 フロン類回収機の仕様書及び領収書等所有権を証明するもの				△注	注 フロン類回収業であって、事業所を追加した場合又は取り扱うフロン類に変更があった場合

書類の補足説明

- ・ 3、4及び5は、手続きの直前に交付を受けたものを提出してください。
- ・ 4、5は、未成年者でその法定代理人が個人の場合はその個人のもの、法人の場合は役員全員分（役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問等を含む。）も必要となります。
- ・ 1-1～2-2 変更届及び誓約書
→ 法令等による指定様式です。
3ページ以降に記入例が、7ページ以降に様式(未記入のもの)があります。
- ・ 3 法人の登記事項証明書
→ 履歴事項全部証明書を提出してください。
- ・ 4 住民票抄本(本籍記載のもの)
→ 住所地の市町村等役場で交付を受けてください。
ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45

- に規定する国籍等の記載のある住民票に限ります。
- ・ 5 いずれかの証明書を提出してください。
 - ①法務局が交付する（成年被後継人、被保佐人として）登記されていないことの証明書
 - 香川県内での交付窓口は、高松法務局(高松市丸の内1番1号(高松法務合同庁舎内))のみとなっています。
 - オンラインによる交付制度もあるようですので、法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度Q&A」等を参考にしてください。
 - ②本籍地の自治体が交付する身分証明書
 - 本籍地の市町村等役場で交付を受けてください。
- ・ 6 フロン類の確認方法（引取業で事業所を追加した場合）
 - 追加した事業所について、次のいずれかの書類を提出してください。複数の事業所を追加した場合は、それぞれ添付してください。
 - 1 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証のコピー
 - 2 「フロン類の確認手順方法」（PDFデータを印刷）
- ・ 7 フロン類回収機の仕様書及び領収書等所有権を証明するもの（フロン類回収業で事業所を追加した場合又は取り扱うフロン類に変更があった場合）
 - 追加した事業所のフロン類回収機（複数の事業所を追加した場合は、それぞれの事業所のフロン類回収機）又は、回収するフロン類が変更となる新たなフロン類回収機について、次の書類を提出してください。
 - 1 フロン類回収機の「メーカー」、「形式」、「回収できるフロン類」及び「回収能力」が記載されている仕様書のコピー
 - 2 フロン回収機の使用権限を有することを証明する納品書や販売証明書等（自ら所有する場合）又は賃貸借契約書、使用契約書等（他者から貸借する場合）のコピー
 - これらの書類が添付できない場合は、本体及び銘板の写真の添付でも構いません。

● 提出部数、提出方法

- ・ 提出部数 1部
 - ※届出の控えが必要な方は、副本1部と返信用封筒(切手を貼付したもの)も合わせて提出いただければ、受付印を押して返送します。(受付日付は、県に書類が到着した日となります。)
- ・ 提出方法 郵送による(なるべく書留郵便など配達記録が残るものを使用してください。)
- ・ 郵送先 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県環境森林部循環型社会推進課自動車リサイクル法担当 宛

記載例

様式第2 (第48条関係)

引取業者変更届出書

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

〒 ***-****
住所 香川県〇〇市.....
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇
電話番号: ***-***-****

令和〇年〇月〇日付け第 20371*****号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>1 商号、本店 〇〇株式会社 香川県〇〇市.....</p> <p>2 役員 ①代表取締役 〇〇(就任) ②取締役 〇〇 ③取締役 〇〇(新任) ④監査役 〇〇</p> <p>3 事業所 ①〇〇株式会社 フロン類確認者: 〇〇 (2級ガソリン整備士)</p> <p>②△△営業所 〒***-**** 香川県△△市..... tel: ***-***-**** フロン類確認者: △△ (2級ガソリン整備士)</p>	<p>1 商号、本店 〇〇株式会社 香川県〇〇市.....</p> <p>2 役員 ①代表取締役 〇〇(退任) ②取締役 〇〇 ③取締役 〇〇(退任) ④監査役 〇〇</p> <p>3 事業所 〇〇株式会社 フロン類確認者: 〇〇 (2級ガソリン整備士)</p>
変更の理由	商号、本店及び役員(代表者を含む)の変更並びにそれに伴う事業所の増加による。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

引取業の登録に係る誓約書

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

住 所 香川県〇〇市・・・・

氏 名 〇〇株式会社
(法人にあつては
名称及び代表者名) 代表取締役 〇〇

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者
(※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 三 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者
 - 四 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその引取業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの
 - 五 第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が一から五までのいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうち一から五までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

記載例

様式第4(第53条関係)

フロン類回収業者変更届出書

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

〒 ***-****
住所 香川県〇〇市・・・・・・・・
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇
電話番号: ***-****-****

令和〇年〇月〇日付け第 20372*****号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>1 商号、本店 株式会社〇〇 香川県〇〇市・・・・・・・・</p> <p>2 役員 ①代表取締役 〇〇(就任) ②取締役 〇〇 ③取締役 〇〇(新任) ④監査役 〇〇</p> <p>3 事業所 ①株式会社〇〇 フロン類回収機(新設) (株)〇〇製 ABC-700 回収するフロン類: CFC, HFC 回収能力: 200g/分未満 ②△△営業所 〒***-**** 香川県△△市・・・・・・・・ tel: ***-***-**** フロン類回収機: 旧本店の機器を 継続使用。</p>	<p>1 商号、本店 株式会社〇〇 香川県〇〇市・・・・・・・・</p> <p>2 役員 ①代表取締役 〇〇(退任) ②取締役 〇〇 ③取締役 〇〇(退任) ④監査役 〇〇</p> <p>3 事業所 株式会社〇〇</p>
変更の理由	商号、本店及び役員(代表者を含む)の変更並びにそれに伴う事業所の増加による。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

フロン類回収業の登録に係る誓約書

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

住 所 香川県〇〇市・・・・

氏 名 〇〇株式会社
(法人にあつては
名称及び代表者名) 代表取締役 〇〇

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 三 第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
 - 四 フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
 - 五 第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が一から五までのいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※: 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

様式第 2 (第 48 条関係)

引取業者変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

電 話 番 号 :

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 46 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

引取業の登録に係る誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては
名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 五 第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が一から五までのいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの

※：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

様式第4(第53条関係)

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

電 話 番 号 :

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

フロン類回収業の登録に係る誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては
名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 四 フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 五 第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が一から五までのいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの

※: 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者